

ウクライナ避難民救援義援金 配分基準について

【配分基準】

1 入国時等一時金

上 限 額 10,000 円 / 人・日

2 生活準備資金（初回のみ支給）

200,000 円／世帯 *同居している者は世帯とみなす。

3 生活資金（月毎に支給）

区 分	支 給 額
1 人目（12 歳以上）	72,000 円／月（2,400 円／日）
2 人目以降	48,000 円／月（1,600 円／日）
11 歳以下 一律	36,000 円／月（1,200 円／日）

*入国管理庁の支援基準額案を準用（一月は 30 日で換算）